

業務仕様書

1 事業実施の背景・目的

香川県(以下、「県」とする。)における外国人住民数は、令和7年6月末時点で 20,671 人に達し、現在県民の約 2.27%を占めています。特定技能制度の創設以降、その数は急増しており、令和 9 年度に施行予定の「育成就労制度」などを見据えると、今後さらに多様な外国人材の受入れと活躍が進むことが予測されます。

一方で、在留外国人の属性が多様化する中、大きな課題となっているのが「生活習慣や文化の壁」です。特に、職場や地域社会において、日本特有の「暗黙のルール」や「空気を読む」といった習慣に戸惑ったり、母国と同じ感覚でとった行動が、思わぬルール違反や、疎外感、トラブルに発展したりするケースが少なくありません。

そこで本事業では、外国人住民の実際の体験談に基づいた「まんが教材」を制作します。本ツールの核心は、言葉の置換だけでは解決できない、**日常的な摩擦や悩みの原因である文化的背景を解き明かす「文化の翻訳」**という視点です。

外国人住民が日本の習慣やルールを学べるだけでなく、日本人住民も自分たちの当たり前が、相手にはどう見えているかを漫画という親しみやすい媒体を通じて知ること、日本人・外国人双方が異文化への理解を深めるきっかけになることを期待します。なお、本教材は、特定の考え方を強要したり、安易な和解をゴールとしたりするものではありません。国籍を問わず誰もが地域で円滑に暮らすための「ヒント集」として、**日常の違和感の正体を可視化すること**を目的とし、共生社会への緩やかな関心を醸成することを目指します。

2 業務名

異文化相互理解促進のためのまんが制作業務

3 委託期間

契約締結日～令和9年1月8日(金)

4 業務内容

本ツールを通じて、読者が自ら異文化理解の必要性に気づき、共生の在り方を考えるきっかけとなるような四コマまんがを企画・制作すること

- ・数量：四コマまんが 14 本(令和 8 年 7 月～令和 9 年 1 月で月2本投稿予定)
- ・企画：原案は原則として県が支給するものの中から、協議の上、決定する。ただし、受託者からの独自の体験談や取材に基づくストーリー案の提示も受け付け、県と協議の上で採用する場合があります。制作にあたっては、「善悪を作らない」「ポジティブキャンペーンは行わない」「正解をひとつにしない」を基本方針とし、読者の視点が少しだけ変わるような起承転結にすること
- ・投稿文：タイトル、および SNS 投稿時の概要欄のコメントについても作成すること
- ・媒体：主として県の Facebook や Instagram で発信予定
- ・投稿：SNS への投稿および管理は、委託者が行う
- ・言語：日本語(小学校低学年程度の語彙を用いた『やさしい日本語』とし、幅広い年代・国籍の人にとっての読みやすさを意識すること)
- ・その他：制作に係る協議および修正等

(漫画の作風や芸術的な表現については受託者の主体性を尊重するが、本事業の性質上、「差別的な表現の排除」「異文化に対する誤解の防止」「公平性の確保」等については、県が最終的に承認するまで、協議および修正を重ねるものとする。特に、特定の国や文化に対して偏った印象を与えないよう、県と緊密な連携を取りながら制作を進めること。

5 提案を求める事項

① 業務体制・業務実績

② 実技課題

下記の体験談をもとに制作したまんが2本(タイトル、投稿文もつけ、実際の投稿イメージに近いもの)

◆ 県内在住のミャンマー人の体験談 ◆

ある日、会社の日本人社長から、世話をしている技能実習生の態度が悪いと呼び出しがあった。社長は、自分が注意をしている際、その実習生はいつも「腕組み」をしており、何度も指導したが一向に直らないと憤っていた。ミャンマーでは、目上の人の話を聞く際に腕を組む動作は、相手に対する深い敬意や恭順を意味する正しいマナーであることを伝え、双方の誤解を解いた。

◆ 学校からの通知に対して返事をしない親 ◆

学校の先生は、外国籍の保護者から提出物の返答が来ないことに頭を悩ませていた。先生が不安を募らせる一方、保護者側も切実な状況にあった。彼らは日常会話には困らなくても、漢字や長文が並ぶ通知文を読み解くには膨大な時間と労力を要するのだ。彼らにとって「話すこと」と「読み書き」は全く別の高いハードルであり、決して学校を軽視していたわけではなかった。「紙の通知」という日本の学校では当たり前の手法が障壁になっていることに気づき、翻訳アプリを使いやすい電子データを送ることで、お互いの問題が解決した。

<制作にあたっての留意点>

※単に日本のルールを教えるのではなく、読者が「相手の文化ではそう考えるのか！」と理解できるような、双方向の視点を持ったストーリー構成を重視すること

※一方を悪者にする描写や、教訓じみた説教調の展開、無理なハッピーエンドは避けること

③ 制作コンセプト

実技課題の制作にあたり、以下の目的を達成するために、演出面(表情、セリフ、ストーリーの落としどころ、投稿文等)で具体的に工夫した点

*無関心層の興味は取り込みつつ、心理的抵抗を与えないための工夫

*読者が自ら「違和感の正体」に気づき、異文化理解について考えるきっかけを作るための工夫

④ 執筆者(プロアマ不問)

⑤ その他

本事業の目的に沿った、新たなストーリー案(ネタ)の提案

より多くの人に本ツールを届けるための活用提案(二次利用のアイデア等)

6 まんがの規格

1作品につき、タイトル1枚 + 本編4枚(1スライドにつき1コマ)の計5枚構成とする。

・サイズ：1スライドあたり1,080px × 1,080px(正方形)を想定

・コマの形状：スライド内に、横長(アスペクト比 3:2、4:3、又は16:9程度)の枠を設けて描画すること
※将来的に、県HPや広報誌への掲載用に再構成することを前提とすること

・配慮事項：文字サイズは、スマートフォンでの閲覧時にストレスなく読める大きさを確保すること
また、すべての漢字にふりがな(ルビ)を振ることが望ましい

・データ形式：編集可能なIllustrator形式(レイヤー分けされたもの)および、背景透過PNG形式の両方を納品すること

7 成果品

令和8年7月～令和9年1月で月2本(計14本)投稿ができるよう、作品は都度納品すること
事業完了時には、全作品のデータをまとめた業務実施報告書を、紙媒体(2部)および電子媒体で委託者へ提出すること

- ・期 日：令和9年1月8日(金)
- ・提出先：〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県総務部知事公室国際課(県庁本館10階)

8 留意事項

(1)法令遵守

本業務の実施に当たっては、条例、規則、関係法令等を遵守すること。

(2)連絡調整

本業務の関係者及び関係機関と密接な連絡調整を行い、本業務を円滑に実施できるようにすること。

(3)著作権等に係るもの

- ・本業務の実施にあたり制作した成果品について生ずる一切の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、全て香川県に帰属するものとし、著作人格権を行使しないこと。
- ・第三者の著作物を使用する場合、県が成果品をいかに使用しても、第三者からの権利の主張がない状態で納品すること。
- ・成果品は、香川県が自由に二次使用できるものとし、著作権法第20条第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。

(4)その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、県と協議の上決定する。